

フュルベールとオディロン

関 口 武 彦

シャルトル司教フュルベール（在位一〇〇六―二八年）の出身地については諸説があるが、マビヨンが提唱したイタリア出身説（とくにローマ近郊出身説）が長いあいだ一般に受け入れられてきた。¹⁾しかし一八七〇年代になってF・ベアレンズが諸史料の綿密な考証に立って北フランス出身説を唱えて以来、これが旧説に取って代わりつつある。²⁾ドイツの定評ある『神学および教会辞典』第三版（一九九五年）の《Fulbert v. Chartres》の項目を執筆したA・ベッカーは、フュルベールは多分北フランスの出身であると言い、第二版（一九六〇年）の執筆者J・R・ガイゼルマンのローマ近郊出身説を訂正した。³⁾フュルベールの生年も定かでないが、恐らく九七〇年頃（ベアレンズ「ベッカー説」）であろう。したがって享年六十歳前後ということになる。フュルベールが平民の出身であったことは、彼がおのれ自身について語っている自作の詩から明らかである。自分が司教職に就いたのは「富や血統によるものではなく」「貧しい下層民から取り立てられた」と述べているし、自身は「貧しい両親から生まれた」とも語っている。⁴⁾青年時代にランスでジェルベールの下で学んだのち、医学を修めるためにシャルトルに行った。まもなく

ここで教えはじめ、やがて司教座付属学校々長（scholasticus, magister scholae）に就任した。一〇〇四年頃、助祭に叙階されて司教座聖堂参事会員になった。ベアレンズによれば、フュルベールの最も重要な直接的影響は、その著作よりもむしろ教育活動を通じて多くのすぐれた弟子を養成した点にあったという。⁵⁾門下生の一人にトゥールの著名な神学者ベレンガリウスがいる。ミサにおける全質変化を否定して象徴説をとる彼は、聖体論争に火を付けた人物として有名である。師のフュルベール自身は新プラトン主義者であって、全質変化を認めるオーソドックスな立場にたっている。シャルトル司教ラウルの没後、ロベール二世（敬虔王）の推薦により後継者に選出され、一〇〇六年十月にサンス大司教レオテリクス（在位一〇〇〇―一〇三二年）によって司教に叙階された。一〇二八年四月十日に世を去るまでおよそ二十二年間フュルベールは司教の地位にあり、十一世紀前半のフランスの政治・教会上の諸問題に関与したのである。

本稿の目的は、教皇改革が始まる直前の時代を知る上で最も重要な史料の一つであるフュルベールの書簡集を手掛かりに、当代のフランス

の聖俗界動向を一瞥し、良心的な司牧者であつたフルベールと改革修道制を代表する人物、クリュニー第五代修道院長オデロン（在位九四一—一〇四八年）との關係に照明をあてることにある。⁶⁾

一 フルベールと十一世紀前半のフランスの聖俗界動向

司教フルベールが手紙をだした俗人貴族には、フランス王ロベール二世、アキテーヌ公ギヨーム五世、ノルマンディ公リシャール二世、シャルトル伯ユード二世、アンジュー伯フルク・ネラ、そしてイングランド・デンマーク王クヌートなどがある。このうちシャルトル教会と關係が深かつたのは、ロベール二世、ユード二世、ギヨーム五世の三名である。順をおつて見ていこう。

国王司教座の司教としてフルベールがとくに親密だったのは王ロベール（在位九六—一〇三一年）である。ロベールに宛てた書簡は十五通をかぞえ、伝えられている書簡総数の一割以上を占めている。彼が国王に特別の感情を抱いていたことは「神とロベールの恩寵によるシャルトル司教フルベール」と述べていることから理解できよう。正は「正義の至高の源泉」であり、キリスト教徒を助け、異端者をしりぞける職務によつておのれの救いを全うする。フルベールは王を「君 dominus と呼び、みずからを臣下 fidelis あるいは家臣 subditus と

称している。⁸⁾ 彼はフランス教会における王権の影響力を容認していた。司教就任には王の命令《iussus regis》と管区司教の同意《consensus episcoporum conprovincialium》が必要であると主張しているが、これはあくまでも原則であつて、フルベール自身は王の司教人選には通常同意をあたえたように思われる。パリ司教座に、ある人物を叙任したいとの王の要請にフルベールは応じた。その埋山を次のように説明する。「この件について我々は議論を求められませんでした、陛下は我々の同意を得られるでしょう。神の前に善いと思われることにたいして我々は陛下の意志に逆らうことはしないでしょうから」。¹⁰⁾ フルベールは王に恭順の態度をとりつづけたが、その一方では王を諫めることも忘れていない。たとえば一〇二四年の降誕祭に王がオルレアンに諸侯を召集して平和會議を開催したい旨を知らせたときに、フルベールは聖務禁止下の都市で平和會議を開催し、和睦のミサを祝うことに反対した。まずオルレアン司教オドルリクスと和解して、聖務禁止を解いてもらうのが先決である。当日、自分はオルレアン近郊の修道院に宿泊し、翌日王のもとに何うと伝えている。¹¹⁾ またロベールがフランスに血の雨が降つたとの噂を耳にして、これが実際に起つたのかどうか、もしも事実だとすればそれは何の前兆なのか、古今の文献にあたつて調べるようにフルベールに求めてきたことがあつた。フルベールはこれに返答している。血の雨が降つたことはバリでも

サンリスでもまた南フランスのナルボンヌでも知られている。これは戦乱勃発か疫病流行の前触れであり、民衆が災難にあう予兆である。不信心な者や姦淫を犯す者がすみやかにその行状を悔い改めないならば、彼ら自身が血の海にうもれて滅び去るであろう¹²。これは女性関係を教皇からたびたび譴責されたロベール王へのあてこすりであり、王の行状を遠回しに諫めたものであった。

十世紀末にシャルトル伯領はブロワ伯領に併合された。フルベールの司教時代にはブロワ・シャンパーニュ伯ユード二世（在位一〇〇四―二七年）がシャルトル伯を兼ねていた。シャルトル伯は教区の教会行政にたいして強い影響力をもち、修道院長の叙任にもしばしば関与した。先代のシャルトル伯ティボー二世（一〇〇四年没）がシャルトルのサン＝ペール *Saint-Père* 修道院長の人事に介入し、これが修道院のシスマを招いた事件については改めて触れるであろう。ティボーがサン＝ペール修道院を訪問した際には、修道士全員が行列を組んで彼を迎えたのである¹³。フルベールが司教のときにシャルトルのボンヌヴァル *Bonneval* 修道院長が辞任したので、修道士たちは兄弟の一人を後継院長に選出した。彼らはまずシャルトル伯ユードに叙任を依頼した。伯による叙任は「慣習通りに行われた¹⁴」とフルベールは述べている。このあとでフルベール自身が新院長を叙階した。当然ながら彼は教区に大きな影響力をもつ実力者の利害には敏感であった。ロベール二世とシャ

ルトル伯ユード二世が不仲になり、王がユードのベネフィスを没収しようとしたとき、彼はベネフィス没収の恥辱をこうむるくらいなら死を覚悟のうえで戦い抜くとこたえた¹⁵。ロベール宛の書簡を代筆したのはフルベールであり、彼もまたこのときにはユードの肩をもったのである。

アキテーヌ公ギヨーム五世（在位九〇一―一〇二〇年）にたいしてもフルベールは特別の関係にあった。主従契約における封主・封臣双方の義務について説明した一〇二〇年のギヨーム宛の書簡は広く知られている。誠実を誓った封臣が銘記すべき六つの項目にくわえて、彼が積極的な徳目として「助言と助力」*«consilium et auxilium»* をあげているのは重要な点である¹⁶。ギヨームはフルベールの学識を尊敬しており、シャルトル教会にも深い敬意をよせていた。一〇二〇年九月にシャルトル教会は大火災にみまわれてカテドラルが崩壊した。その完全な復旧はフルベールの死後にもちこされたが、カテドラルの再建に資金面で協力したのがギヨームである。フルベールが一〇二三年にローマ巡礼から帰国すると、ギヨームは彼をボワチエの聖ヒラリウス教会の納室係兼会計係 *«thesaurarius et capiciarius»* に任命し、アキテーヌ公の金庫番にすえた。これはフルベールにたいする公の信頼の深さを示すものだ。彼は弟子のヒルデガールをボワチエに遣わして三年職務を代行させた。しかしヒルデガールがこの仕事を好いていなかったことは、フルベールに宛てた彼の手紙からうかがわれる¹⁷。ギ

ヨーム五世は敬虔な人物として知られているが、他方ではまたイタリア王位獲得の野心にもえていた。一〇二四年にハインリヒ二世の死去にともない、イタリアの王位継承問題が浮上した。ロンバルディーアの一部の聖俗諸侯がギヨームと彼の息子のイタリア王位就任をもちかけたのである。ギヨームはその中心人物の一人、ヴェルチェリ司教レオに協力をもとめた。その一方でギヨームは封臣アンジュー伯フルク・ネラを通してロベール二世にも働きかけ、高地ロタリンギア公フリードリヒ二世の支持をとりつけようと努めた。彼にコンラート二世の支持を止めさせようとしたのである。もしもこの計画が達成されたならば、ロベールに銀貨一千ポンドと騎士用マント百着、王妃コンスタンスに銀貨五百ポンドを与えると約束している。¹⁹しかし半年後には、ギヨームは垂涎的であるイタリア王位の獲得を断念せざるをえなくなった。トリノ辺境伯マインフレディ宛書簡の中で、ロンバルディーア諸侯は信用がおけないと述べている。²⁰レオはギヨームに慰めの手紙を書いたが、その末尾ですばらしいラバー頭、高価な馬勒一式、立派な掛布一枚を要求している。²¹したたかなロンバルディーア司教の片鱗をうかがわせる挿話である。ギヨームの妻アグネスはマコン伯オットー・ギヨームの娘であり、ギヨームの娘はのちにハインリヒ三世に嫁ぎ、ハインリヒ四世の母になった同名のアグネスである。ギヨームの従臣アンジュー伯フルク・ネラに宛てた書簡が二通残されている。²²いずれも警告書簡である。フルクが臣下の

騎士を使囃して、王と一緒に狩猟にかけた寵臣ユーク・ド・ボーヴェを王の面前で殺害させた事件（一〇〇八年）に関連して、フルベールは、彼がただちに出境しておのれの行為について釈明するか、下手人を引き渡すかのいずれかをせまっている。これを行わないときには三週間後に破門を宣告されよう、と。フルクは法廷で弁明する代わりに、恐らくは罪滅ぼしのために、この直後に聖地巡礼に出発した。もう一通は、トゥール大司教の領地侵奪にたいして、フルクに贖罪を果たすように勧告した書簡（一〇二三年）である。

フルベールが聖界人に宛てた手紙の大多数は司教に発給されているが、修道院長に宛てたものも数通ある。受取人の司教は十六の司教座にまたがり、このうち九司教座は国王が叙任権をもつ国王司教座である。ル・マンの座をのぞいて他はすべてサンスおよびランス管区に属する。ブルジュの座をのぞきロワール川以南には発給されていないし、リヨン、ブザンソン管区の司教にも送付されていない。総数四十八通のうち実に四分の三（三十六通）がサンス、ランス両管区の司教に発送された。とくに目立つ受取人はサンス大司教（フルベールの直屬上司）、オルレアン司教、およびパリ司教である。ルアン管区の司教（ルアン、リジュー）に四通、トゥール管区の司教（トゥール、アンジエ、ル・マン）に三通、ブルジュ大司教に三通が発給されている。十世紀末のサン・バルド・ヴェルジー Saint-Basle de Verzy とシエール Chelles 両教会会議は、

ガリア教会の自由と独立を守り抜こうとした教会会議として有名であるが、会議の中心メンバーはサンス、ランス両管区の司教であった。²³ リケルによれば、彼らは「一つの心、一つの思い」（使徒行伝四・三二）で行動することをたがいに誓いあったという。²⁴ 両教会会議は、それぞれユーグ・カベ、ロベール二世によって召集されており、出席した司教は王権を強化し、教会法の解釈において共同歩調を取ろうと努めた。十一世紀前半にもこうした傾向は無論見られるが、それと共に司教間の緊張関係もまたフルベールの書簡からは看取される。王権に迎合的で定見のないサンス大司教レオテリクスに対しては、属司教でありながら彼はときに厳しい意見を述べている。司教の権威を守ろうとする点では、フルベールはサンス、ランス両管区と同僚司教と立場を同じくした。しかし、のちに述べるように、フルリーやクリュニーなどの改革修道制と運動しながら台頭してきた教皇権が結束の堅い両管区の司教にも微妙な影響を及ぼし始めている。²⁵

両管区の司教相互の情報交換は聖俗両面にわたっている。教会の敵に対する同一の教会罰適用への謝意、教会領を略奪した俗人貴族の損害賠償約束の通知、他教区に居住するシャルトル教会の聖職者保護の依頼と教区会議税免除の要請、対立司教に対する警告の呼びかけ、反抗的大助祭に対抗するための協力通知、適格な聖別司教選定のための忠告、サンス管区外の司教（ランス、リエージュ）に宛てたシャルトルの学生の推

薦状、ミサを執行した助祭の処分問題、婚約の非解消性、性的不能者との離婚の合法性、俗人貴族の再婚問題への提言、そして重要問題としてシモニア司祭の処遇、修道院の司教権免属特権に対する批判などテーマは多岐にわたる。司教間の協力と連携を志向するこれらの書簡のほかに、司牧者として不適格な人物を司教に叙階したことへの疑問、司教叙階式に敢えて出席しなかった理山の説明、シャルトル副参事会長殺害にサンス司教の関与が疑われる事件の真相究明といった同僚司教に対する批判的な書簡も存在する。

修道院長に宛てられた八通の書簡のうち、フルリー修道院長アボンとクリュニー修道院長オディロンに宛てたものが五通あり、これについてはのちに触れるであろう。フルリー修道院長ゴズラン（ユーグ・カベの庶子、ロベール二世の異母兄弟）とサンメダル・ド・ソワソン修道院長リシャル宛の書簡は修道院の免属特権を批判したものである。²⁶ これは重要な問題をあつかっており、少し立ち入って説明する必要がある。

一〇〇七年、聖ベネディクトの祝日が間近にせまった頃に、オルレアン司教フルクは修道院長ゴズランの許可を得ないでフルリーを訪れ、ここでミサをあげようとした。修道士に扇動されたフルリーの町衆が口々に聖ベネディクトの名をさけびながらフルクの入院を阻止する行動にでたために、司教とその一行は身の危険を感じて逃亡した。この直後にオルレアンに教会会議が召集され、サンス大司教レオテリクスとその属司教

は、会議の席上で教皇特許状を朗読しようとしたゴズランに破門を言い渡した。フルベールは当会議を欠席したが、フルクに宛てた書状では司教団の決議を支持している。もしもゴズランがフルクに対する不服従の罪をみとめて教会法に従って司教への服従を約束するならば、彼を赦すべきである。しかし修道院長がその傲慢《superbia》のゆえにカノンの法的服従《subjectio canonica》を拒否するならば、神もまた彼の傲慢を赦さないであろう¹⁵⁷と。フルベールは同時にゴズランにも手紙を書いて彼をたしなめている。あなた（ゴズラン）は『聖ベネディクトの戒律』の謙遜の階梯（同第七章）を第三階まで読み返すべきである。そうすれば司教に服従することの正当性が理解できよう。この服従の枷からあなたを解放する法や規則の存在を私はついぞ聞いたことがないと書き送った¹⁵⁸。さらにサン・メダル修道院長リシャールとソワソン司教フルクのあいだに免属問題が生じたときに、フルベールはリシャールに宛てて、カルケドン公会議のカノン第四条を引合いに出しながら修道院長は教区司教に服従すべきであると説いた¹⁵⁹。司教の権威を守ろうとするフルベールの姿勢は明瞭である。免属問題におけるフルベールの立場をふまえてベアレンズは、良心的な教会人ではあったが、彼にはグレゴリウス改革を予知させるものは殆どないと主張したのであった¹⁶⁰。フルベールはローマ巡礼に出發するまえに、シャルトルの参事会員を前にして説教した。ここで彼は、善き人間は悪しき人間の悪事を耐え忍

ばなくてはならぬと語っている。グレゴリウス一世の法話の一節を引用しながら、悪しき人間をじつと我慢できない者は善き人間ではないのであり、裁きを神に委ねるのが聖職者のとるべき態度だというのである¹⁶¹。聖俗の権域の原則的区分に立つて是非を判別するという考えは、そもそもフルベールにはなかったと言わねばならない。

前述したように、サンス、ランス両管区の司教にとつても教皇権は無視できない存在としてその影響力を高めつつあったことがフルベールの書簡から読み取れる。オルレアン司教に選出されたオドルリクスはローマでの教皇による叙階を希望していたが、フルベールはサンス管区の名誉のために、彼を説得して自身が司教に叙階した旨をサンス司教に報告している¹⁶²。また俗人身分からランス大司教に選出されたエバルスを大司教に叙階するならば、教皇の譴責をこうむるおそれがないかと危惧してフルベールにアドバイスを求めてきた属司教がいた。彼はミラノのアンブロシウス、オセールのゲルマヌスの例を引いて心配は無用であると伝えた¹⁶³。パリウムを申請したのにそれが届けられないのを苦にして辞任まで考えたトゥール大司教にたいしては、正当な理由なしに教皇がパリウムを届けなかったときには大司教を辞任する必要はないと伝えている¹⁶⁴。この書簡は一〇二四年前半のものが、パリウムの発送が遅れたのは教皇ベネディクトゥス八世の逝去のせいであった。

教皇権の浸透は俗人貴族のあいだにもみとめられる。教会領を略奪し、殺人を犯し、二人の聖職者を捕虜にしたロドルフスなる伯はサンス管区の教会会議で破門されたが、彼は法廷でおのれの行為について釈明するのを避けてローマに行き、教皇から直接赦免してもらうことを思いついた。フルベールは教皇ヨハネス十八世に宛てた書簡の中で、教皇が彼を安易に赦して信徒の交わりのうちに受け入れないように要請している。⁽⁴⁶⁾ 彼は同書簡で教皇を「教会全体の世話を委ねられている父」と呼び、教会を迫害する者は教皇の処罰を恐れてその存在を心にとめているし、悪人に虐げられた者は教皇の助けと慰めを期待して元氣を取り戻すと述べている。教皇首位権については明言を避けているが、伯ロドルフスのローマへの直訴、フルベール自身の教皇観から推して、サンス管区の聖俗人にとって教皇権の存在はもはや無視できないものになっていたといえよう。アンジュー伯フルクが数々の流血の惨事をひきおこしたのち「地獄の恐怖におびえて」《*metu gehennae territus*》エルサレムの救世主の墓に巡礼し、その上領内に修道院を建立しておのれの良心を鎮めようとしたのは、伯ロドルフスの事件とほぼ同時期にあたる。⁽⁴⁶⁾ 彼はトゥレーヌのロッシユ城近郊にボーリユー・レ・ロッシユ Beaulieu-lès-Loches 修道院を設立し、その聖堂聖別をトゥール大司教ユーグに依頼した。しかしフルクがこれまでトゥール教会にたいして犯した数々の悪事を理由に、ユーグはこれを拒否した。そこでフルクが思いついた

のは教皇による聖別であった。彼はみずからローマに出かけて行き、財物によって教皇を籠絡した。セルギウス四世は枢機卿ペトルスをアンジューに遣わし、教皇代理として彼に聖堂を聖別させたのである。この事件の顛末についてはロドルフス・グラベルが詳しく物語っている。⁽⁴⁷⁾

フルベール自身は改革修道制に好意的であり、聖職者倫理の改善に大きな関心をよせていた。フルリー修道院長アボンに、シャルトルのサン・ベール修道院の悲劇的なできごとを詳細に報告している。⁽⁴⁸⁾ 修道院長ギスベルトゥスが危篤に陥ると、修道士マゲナルドウスはブロワにいたシャルトル伯ティボーのもとに赴いて、次期院長に自分を指名するように働きかけた。金品の約束が当然あつたであろう。シャルトル伯はこれに同意し、院長の死後マゲナルドウスに司牧杖《*baculum pastorale*》を手渡して修道院長に叙任した。サン・ベールの修道士二十名はこのシモニア行為に反発し、マゲナルドウスを院長として認めなかった。そこでマゲナルドウスは管区外のナント司教ヘルヴィスによって修道院長に叙階された。その直後に修道士全員が修道院を退去した。フルベールは述べている。こうした状況にありながら父としての愛情に動かされ、悪しき者の攻撃を粉砕し神の法を守るために立ち上がり、途方に暮れている者に希望を取り戻させてくれるような司教はガリアには一人もいない。ガリアの教会の外壁が崩れ落ち、修繕されずに放置されても、少なくとも今までは安全な修道生活の塔の中に避難できると人々は

信じていた。しかし、そこもまた盗人の侵入によってこの有様である。どうかあなたの知恵と愛情によって、打ちのめされた修道士を励ましていただきたい⁽⁴⁸⁾。と。フルベールは改革修道制を「強固な砦」《*firmum capidum*》とみなし、その旗手の一人アボンに大きな期待をよせていた。しかしながら、アボンはこの手紙を受け取った直後に不慮の最期をとげており、ついに救いの手を差し伸べることができなかったのである。

フルベールは聖職者の倫理規範の確立にも多大な関心を抱いていた。金銭と引換えに他教区の司教によって司祭に叙階されたシモニア司祭の処遇について、サンス大司教から意見を求められたときの返事が残されている⁽⁴⁹⁾。授階に責任を負う司教のもとに帰すのが好ましかろうが、もしも彼がサンス教会に留まりたいというのであれば、教会が「汚らわしい異端」《*immunda heresis*》によって汚染されないように彼を聖職停止に処するべきである。第十一トレド教会会議（六七五年十一月）のカノン第九条の規定にのっとり、フルベールは以下の忠告をあたえている。資格剥奪から二年間彼を贖罪に服させ、贖罪期間が満了したならば、彼を「祭具と祭服によって」司祭の地位に戻さねばならない。「教会法は再洗礼と再叙階を禁じている」《*rebaptizationes et reordinationes fieri canones uelant*》ので、復職した者に再び叙階することがあつてはならないからである⁽⁵⁰⁾。これはきわめて注目すべき

主張である⁽⁵¹⁾。すでに十一世紀初頭には、再叙階がカノン法に抵触することとは北フランスでは一般に知られていた。フルベールはシモニアを汚らわしい異端と呼んでいるが、「シモニア異端」《*simonica haeresis*》なる用語は、教皇改革期に多用された常套句であつた。それはカトリック教会の教理に本質的に背馳する本来の異端とは性質を異にする。シモニア異端は罪深く、実りの乏しい、不法な叙階ではあるが、叙階自体は無効ではない。一定期間の贖罪を果たし終えたならば、受階者はもとの位階に正式に復帰できるのである。したがって再受階を必要としない。教皇改革期に広く用いられたフレーズ《*ordinatio irrita*》にしても、すでにJ・ジルクリストが検証したように、文字通り無効の叙階を意味したのではない⁽⁵²⁾。それは合法的ではないが有効な叙階なのである。のちにベトルス・ダミアーニがその『シモニスト叙階論』(Liber Gratissimus)においてシモニスト叙階の有効性を強力に弁護するが、⁽⁵³⁾教会改革の指導者のうちでフンベルトウスをのぞけば、大多数はアウグスティヌスの見解を支持し、これが一般に受け入れられていた。事効論と人効論の正面切った大論争が教皇改革期に発展をとげる可能性は低かつたのであり、この論争を一面的に強調するのはあやまりであると言わねばならない。

司教同士の論議の場では修道院の免属特権に批判的であつたフルベールが個人的には改革修道制に好意をよせていたことはすでに述べ

たが、フルベールとオディロンの関係をとりあげる次章において、この点は一層明らかになるであろう。その前にロベール二世と教皇権との関係について簡単に述べておきたい。九九八年末ないし翌年初頭に、グレゴリウス五世はローマに教会会議を召集した。ラヴェンナ大司教ジェルベールも出席している。当会議は近親婚を理山に、ロベールと妃ベルタに離婚を命じた。カノン第一条は両者に七年間の贖罪を科し、これに従わないときにはアナテマに処すると定めた。第二条は近親婚に同意したトゥール大司教アルシャンボーと彼にくみした司教を、釈明のためにローマに出頭するまで聖職停止にした。⁽⁴⁵⁾しかし、本決議は直後に教皇が急死したために実行に移されずにおわった。前述したように、一〇〇七年にオルレアン司教フルクのフルリー修道院立入り阻止事件のあとで、サンス管区の教会会議が召集された。席上、修道院長がグレゴリウス五世の特許状を朗読すると、憤慨した司教団はそれを無効呼ばわりして火にくべるように命じたために会場は大混乱に陥った。破門を宣告されたゴズランは急遽ローマに行き、事件を教皇に報告した。これを承けてヨハネス十八世は、サンス大司教レオティクスとオルレアン司教フルクの両名に、復活祭までにローマに出頭してみずからの行為を釈明するように命じた。ロベールにたいしては教皇特許状を無視する司教の行動を黙認した責任を問い、両司教にローマ出頭を促すようにもめた。もしも王が協力を怠った場合には、事件の当事者だけではなく王国もまたアナ

テマを科されるであろうと述べている。⁽⁴⁶⁾さらにクリュニー修道院の免属特権の無効を宣告したアンス教会会議（一〇二五年）の決議に対抗するために、一〇二七年にヨハネス十九世はクリュニーの免属特許状を更新し、リヨン大司教ブシャール、マコン司教ゴズラン、そして王ロベールに書簡をおくった。ロベール宛の書状では「教皇にとつて比類なき修道院」であるクリュニーの所領保護に万全の注意を払うようにもめた。同年ロベールが発給した勅書は、クリュニー近傍にいかなる人物、諸侯、公も城塞や防備施設を築かないように命令している。⁽⁴⁷⁾これは恐らく教皇書簡に促された結果であろう。教皇のたび重なる譴責や要請によつてロベールは次第に修道士の忠告に耳をかすようになり、司教団とは距離をおくようになっていった。前世紀末にロベールが召集したシエル教会会議は、ガリアの教会を教皇権の主張から守るために司教の協力を求めたものであったが、そうした気概はもはや見られない。ド・セルテンやブフィステルは、王ロベールが司教よりも修道士を優遇したと述べている。⁽⁴⁸⁾これはとくに王の治世末期についてあてはまるであろう。ラン司教アダルベロンが王の晩年に『王ロベールに捧げる詩』⁽⁴⁹⁾を書いたのは、改革修道制（とくにクリュニー修道制）の進出と王の修道士優遇によつて、王と司教団の伝統的な関係が損なわれつつある現状を憂えたからであった。保守的な貴族出身司教アダルベロンにとつて、これは「王国の秩序の変革」にほかならない。⁽⁵⁰⁾ロベールは死の前年に息子たちの反乱に

悩まされた。軍隊を率いてブルゴーニュに出征した彼が反乱鎮圧のため
に仲裁と助言を求めたのはサン＝ベニーニュ（ディジョン）修道院長ギ
ヨーム・ド・ヴォルピアーノであった。ギヨームは、ロベールが若かり
しときに両親に加えた不正と侮辱の報いをいま息子たちから受けてい
るのであり、これは神の正義の裁きである⁵⁰とこたえている。

クリュニー第四代修道院長マイウールの弟子であったギヨームは教
皇の信頼があつく、彼自身しばしば教皇に直言したことで知られてい
る。ギヨームの伝記を執筆したロドルフス・グラベルは述べている。イ
タリアにシモニアがはびこっている現状に教皇がさして関心を示さな
いのを知って、彼はヨハネス十九世にきびしい手紙を屈けた。地の塩、
世の光である教皇は、聖職売買の蔓延をもつと貞剣に憂えなくてはな
らぬ。教皇の背後にいる多数の信徒はこれを見て途方に暮れているから
だ。源泉が汚染されているならば、下流で悪臭を放つのは当然である
う。司教職を買うのは天罰を買うのと同じである。斧を手にして扉の前
に立つ審判者の姿を、教皇や司教はつねに念頭におかなくてはいいけ
ない⁵¹と。さらにギヨームは、コンスタンティノーブル総主教エウスタティ
オスが皇帝バシレイオス二世と共謀して東方帝国にたいする東方教会
の普遍性《universals in suo orbe》の称号を教皇から手に入れようと
した事件（一〇二四年）にも干渉した。ギヨームは、金品の誘惑に屈
して彼らの要請に同意しないようにヨハネス十九世の注意を喚起した。

ローマ帝国の権力は今では幾つかの正笏の下に分断されているが、ロー
マ教皇だけが天上と地上において繋ぎかつ解く力をもつ普遍的司祭長
《universals antistes》であることを忘れてはいけない⁵²と。現存する
フルベールの書簡の中には、彼とギヨームの文通を直接裏づけるもの
はない。しかし二人が手紙を交わした可能性はある。ギヨームが祖先の
地、ロンバルディーアのフルットウアリアに修道院を建設したときに、
その創建文書（一〇一七年頃）の副署人の中に、クリュニー修道院長オ
ディロンと並んでシャルトル司教フルベールの名前が見られるから
である⁵³。十一世紀前半のフランスの司教で、教会の現状を深く憂慮した
者は例外なくベネディクト修道制に関心をよせていた。修道生活への思
いがいつも彼らの念頭を離れなかったのである。フルベールもその一
人であり、クリュニーとオディロンへの傾倒がそれを示している。

二 フルベールとオディロン

フルベールがクリュニー修道院長オディロンに宛てた書簡は全部
で四通が知られている。このほかにクリュニー修道士と思われる人物に
差し出した手紙が一通ある。フルベールはクリュニーの訪問を切望し
ていたことが書状からもうかがわれるが、シャルトル教会の大火災⁵⁴、教
区の内紛、周辺の治安の悪化などのために⁵⁵に訪問は叶わなかった。

「いつか事情が許すならば、まことに神が住んでおられるあなたの修道士のもとを訪ねて、私の救いのために神託としての助言を仰ぎたい」とまで言っている。一通はシャルトル教会の所領がシャトーダン副伯とその騎士の一党に略奪されて多大な損害をこうむった事情をオディロンに報告した書簡である。某クリュニー修道士に宛てた手紙では、これまでクリュニー訪問を延期してきたが、訪問したいという気持ちには変わりが無いと述べている。フルベールはここでオディロンを「あの修道士たちの聖なる大天使」《ille sanctus monachorum archangelus》と呼んでいる。⁵⁷ この有名な形容辞は、のちにクリュニー修道士ヨトサルドウスがそのオディロン伝の中で引用したものである。⁵⁸ フルベールは、シャルトル司教に選出されて以来、果たして自分はこの責任あるポストを引き受けるに足る人間かどうかをつねに自問していた。彼は自作の詩の中で、富や生まれと関係なく貧しい庶民から選ばれて司教になったことをキリストの特別のはからいと信じているので、自身の罪深い生活を承知の上で、主からはつきりした合図が示されないかぎり、この地位に留まることにしたのだと述べている。⁵⁹ 一〇二一年頃に書かれた一書簡は息子として父オディロンに語りかけた。私は自身の仕事には不向きの人間であるが、公務にたずさわることを余儀なくされている。あなたの助言と助力に勇気づけられて司教の責務を放棄しないのだということを忘れないでほしい。⁶⁰ と。さらにフルベールは別の機会に司教

活動についてオディロンに助言をもとめ、司教としての自分の振舞いをクリュニー修道院長がいかに関心しているのかを知りたいと思った。彼は自分自身にたいする忌憚のない批評をオディロンに求めたのである。十一世紀前半のフランスを代表する良心的な司教が、モラルの判定者として最もふさわしい人物とみなしていたのがほかならぬクリュニー修道院長であつた。これにたいするオディロンの返答書簡が伝えられている。⁶¹ 非常に興味深い内容なのでその全文を以下に紹介したい。

「いとも気高き友よ、あなたの忠実な聖職者の一人によつて我々にもたらされた質問とは一体いかなる意味なのでしょう。私はこれまで非難の余地がないあなたの振舞いについて助言するように頼まれましたが、この不相応な私があなたの生活の審判者 *index uitae uestrae* になるのを望みなのでしょう。じつさい闇に覆われ、包み隠された日は天空の輝きと星座をはつきり見ることができません。私はあなたを大空の輝きと星、それも明けの明星と呼ぶでしょう。預言者ダニエルが述べているではありませんか。『知恵者たちは大空の輝きのようにきらめきわたり、多くの人に正義を教えた者は、永遠に、かぎりなく、星のようなものになるであろう』(ダニエル二・二)と。あなたの卓抜さを我々はふさわしく考へすることはできませんが、そのあなたを我々が怪々しく判断すべきでしょうか？ 無知の闇に覆われ、おのれ自身さえも見極められない我々は、義人の生活に判断を下すべきではないからで

す。すべての者があなたを称賛に値する人とみなすでしょうから、あなたについて何かを語るよりも賛辞を述べる方が幸せでしょう。我々の限られた知力では、もしも神の言葉がすぐに心に浮かんでこなかったならば、我々はあなたの質問の重みに打ちのめされてしまったでしょう。あなたはいかなる点においても福音の人 *nir euangelicus* ですからよくご存じでしょうが、生命と救いの主は信徒に手本を示すために、フィリッポのカエサレアにおでかけになったときに、弟子たちに尋ねられたのです。『人々は人の子を誰だと言っているのか？』（マタイ一六・一二）と。そして少しあとで『あなたたちは私を誰だと思うのか？』（マタイ一六・一五）と。誰も知らず、またなにこともお見通しのかの人は、自身がなにも知らないかのように質問されたのではなかったのです。したがって教会をつかさどる者は、誰であれ、人々が自身についてどのような語り、考えているのかを目下の者に尋ねなくてはなりません。もしも彼がおのれについて善きことを耳にしたならば、彼は神に感謝すべきです。善きことはすべて神に由来するからです。神が望むならば、彼は一層力強く幸せなみちを歩むべきです。そうすればシオンにおいて神を見るでしょう（詩篇八三・八）。しかし、彼がもしもおのれについて悲しきことを耳にしたならば、悔い改めて今後、善をなすように孜孜として励まなくてはなりません。あなたがこの勧告に促されて、学識ある者の範に倣って、おのれについてお尋ねになったとすれば、我々はあなた

の輝ける英知、純粹なる信仰、誠実なる勤勉を称えなくてはならないでしょう。なるほど貞実はいずれ明らかになりますが、それが無知で無学な者に由来するときには、神を喜ばせることも世を厭うこともできません。私はいま述べたことを他の機会にもはっきり申し上げました。これは私が追従によつてだまされ、欺かれたからでも、賛辞や金銭によつて報われたかと思つてゐるからでもないのです。私が心から信じ、望んでゐることを口に出すことに私はいささかもためらいを感じてゐないからです。もしもあなたが私をおべつか使いと判断なさるならば、『わが子よ、悪しき者があなたを誘惑してもそれに従うなかれ』（箴言一・二〇）の聖句に耳を傾けてください。我々が称賛に値すると信ずる者を称えたとしても罪を犯したことはありません。聖書も述べております。『自分の口ではなく、他人の口であなたをほめさせよ』（箴言二七・二）と。もしも誰かが『人が生きてゐるあいだは彼を称賛するなかれ』（集会書一一・二八）という聖書の言葉を論拠に異議を申し立てるならば、むしろ私はこれに同意いたします。なぜならあなたはこの世の生活にたいしては死んでおられるからです。『あなたたちは死んだ者であつて、その生命はキリストとともに神の中に隠されてゐるからである』（コロサイ三・三）と使徒も述べております。あなたは言葉とわざにおいて使徒とともに言うでしょう。『私たちは生きるのも主のために生き、死ぬのも主のために死ぬ。生きるも死ぬも、私たちは主のものだからである』

(ローマ書一四・八)。他の点については、親愛なる友よ、一人の聡明な人物(セヴィーリヤ司教イシドルス)が語っています。『人は自身の心以外のすべてから逃れることができるが、自身から逃れることはできない。彼がいずこに行こうが、彼の良心はつねに彼についてまわるからである』。使徒パウロは述べています。『人の中にある霊のほかに、誰が人のことを知っていようか』(コリント前二・一二)。励ましのために、なにかを申し上げたい気持ちはありますが、主から受けた塗油によってすべてに精通しておられる方に、無知なる者が教えを説くべきでありましょうか? 福音書の一節だけを最後に引用させていただきます。『あなたに足りないのは一つのことだけです』《*Adhuc unum tibi deest*》(ルカ一八・二三)。それが何であるかはあなたご自身がよくご存じのほうです。ご機嫌よう。祈りにおいて我々を思い出してください」。

オディロンはフルベールの難題をめぐりに切り抜けたのである。キリストの先例を引き合いにだし、聖書からふんだんに引用しつつ、フルベールの模範的な生活を称えている。そして最後に、修道士としてのその輝かしい生涯を締めくくるように勧めたのである。この偉大なシャルトル司教にたいしても、救済にいたる確実なみちはベネディクト修道士になるよりほかにはないと明言している。この点においてクリュニー修道院長の確信は微動だにしていない。クリュニー修道士の貞面目がここにあるといつてよい。オディロン自身、かつてオーヴェルニュのサン＝

ジュリアン・ド・ブリウド参事会員であったが、三十歳に近い彼を「魂の貞の救い」《*vera animarum salus*》のために回心させたのはほかならぬギヨーム・ド・ヴォルピアーノであった。⁶²⁾ ロベール二世下で社会秩序の変革をひきおこした張本人としてオディロンとクリュニー修道士を痛烈に批判したラン司教アダルベロンは、死後、彼の希望に従ってランにある最大のベネディクト系修道院、サン＝ヴァンサンに埋葬された(二〇三二年)。⁶³⁾ 一〇二五年六月のアンス教会会議で免属問題をめぐってオディロンとはげしく対立したマコン司教ゴズランも五年後にマコン司教を辞任してクリュニーの誓願修道士になり、一〇三二年にここで生涯を閉じている。彼の名はクリュニー修道院の周年記念禱名簿に登載された。⁶⁴⁾ 十一世紀前半の教会人がおのれの魂の救済について思いを巡らすとき、彼は何を決断したのが、こうした事例に示されているといえよう。

フルベールの死後、シャルトルの司教座聖堂参事会員から發送された三通の書状が書簡集の最後に収録され、後継者選出をめぐるシャルトル教会の混迷ぶりを伝えている。一通はサンス大司教レオテリクスに宛てたものである。司教座聖堂参事会員が選出した司教候補(参事会長アルベルトウス)を二人の助祭を通じてサンス大司教に報告し、王ロベールにもサン＝ドニ修道院の二人の修道士を介して通知したにもかかわらず、王はカノン法上の手続きを無視して、独断でテオデリクスなる人物

を司教に任命し、サンス大司教に彼を叙階させた。これは不当であると訴えた書簡である。もう一通は、ボーヴェ司教グアリヌス、オルレアン司教オドルリクス、そしてトゥール大司教アルヌルフスの三名の高位聖職者に宛てたものである。彼らは近隣教区の良心的な司牧者と考えられていた。正ロベールとサンス大司教はシャルトル教会が同意しない人物を司教として押し付けようとしている。彼は無学^{idiotia}であるのみか、司教職の何たるかを知らない人物であり、司牧者にはふさわしくない。彼は「盗人や強盗のように」《*sicut fur et latro*》シャルトル教会に忍び込もうとしており、三名の司教が協力してこれを監視し、阻止していただきたい、と。手紙の文末で、シャルトル教会が選出したアルベルトウスはマルムーティエの修道士になったこと、王が叙任したかの狼^{lupus}（＝テオデリクス）がしりぞけられたならば、アルベルトウスの司教就任を待ち望む一同の気持にはいささかも変わりが無いことを告げている。三通目はクリュニー修道院長オディロンに宛てたものである。偽りの司教テオデリクスの主張に耳をかしたり、シャルトル伯ユードに彼と折り合いをつけるように説得しないでほしい。神はあなた（オディロン）をこの世において「最も輝かしい鏡」《*clarissimum speculum*》になされたのですから、どうかこの問題について最善とおもわれる方法をご教示願いたい、と書き送っている。

司教座聖堂参事会員の抵抗にもかかわらず、テオデリクスは結局フュ

ルベールの後継者としてシャルトル司教の座につき、一〇四八年四月十六日に世を去るまで二十年間その地位にとどまった。王への忠節だけが唯一のとりえである無学な人物が、フュルベールという卓越した司教のあとを襲ったのである。これは王が国王司教座の司教にいかなるタイプの人間を求めていたのかを示す一つの例であろう。テオデリクスの司教就任から半世紀以上にわたってシャルトル教会は混乱に陥る。一〇九〇年までに僭称者や聖職売買者など七人の司教があいつぎ、その中には追放され、教皇によって廃位された司教も含まれた。シャルトル教会が再び昔日の栄光をとりもどすためには、著名な教会法学者イヴォの司教就任（一〇九〇年）を待たなければならなかったのである。

注

- (1) たとえば以下の辞典のフュルベールの項目をみよ。*Dictionnaire de Théologie Catholique*. Paris 1915; *Enciclopedia Cattolica*. Città del Vaticano 1950; *Catholicisme, Hier Aujourd'hui, Demain*. Paris 1956; *Lexikon für Theologie und Kirche*. Freiburg² 1960. いずれもイタリア出身説を採用。なお *Dictionnaire...* のフュルベールの項目 (A. Clerval が執筆) は上記辞典の中では説明が最も詳細であり、今なお非常に有益であ

- 8°
- (2) F. Behrends(ed. and trans.), *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*, Oxford 1976 (参く *LPF* の註記), xvi-xvii; *New Catholic Encyclopedia*, Washington, D.C. 2003 (く トム・ハイズ・フュルベールの項二を執筆)。
- (3) A. Becker, "Fulbert, Bf. v. Chartres", in: *Lexikon für Theologie und Kirche*, Freiburg/Basel/Rom/Wien 1995, Band 4, col. 217.
- (4) *LPF*, 242-3.
- (15) *Ibid.*, xxxv. cf. A. Clerval, "Fulbert, évêque de Chartres", dans: *Dictionnaire de Théologie*..., col. 965.
- (9) フュルベールの著作集は、J.-P. Migne, *Patrologiae latina*, t. 141, cols. 183-374. に収録。最新の校訂版は、インファンズの前掲書に参く。オクイロンに引くのは、関口武彦『クリスティー修道院の研究』南窓社、二〇〇五年、第三、第四頁を参照。
- (17) 'Fulbertus Dei et sui[Roberti] gratia Carnotensium episcopus': *LPF*, n° 101.
- (8) *LPF*, n° 7, 27, 61, 78.
- (9) *Ibid.*, n° 52.
- (10) *Ibid.*, n° 28.
- (11) *Ibid.*, n° 94.
- (27) *Ibid.*, n° 125.
- (13) *Ibid.*, n° 1 (pp. 6-7).
- (14) *Ibid.*, n° 74 (pp. 134-5).
- (15) *Ibid.*, n° 86.
- (16) *Ibid.*, n° 51. F. Behrends, "Kingship and Feudalism according to Fulbert of Chartres", *Medieval Studies* 25 (1963), 94-99. 参く註記書と註記の8°
- (17) cf. *LPF*, n° 114, 117, 121.
- (18) *Ibid.*, n° 103.
- (19) *Ibid.*, n° 104.
- (20) *Ibid.*, n° 111.
- (21) *Ibid.*, n° 112.
- (22) *Ibid.*, n° 13, 72. マーグ・ユ・ボームに引くのは、Ch. Pfister, *Études sur le règne de Robert le Pieux* (96-1031). Paris 1885, 66-7. を参く。
- (23) 関口、前掲書、二二二頁以下。
- (24) Richer, *Histoire de France* (888-995), éd. et trad. par R. Latouche (Les Classiques de l' Histoire de France au Moyen Age vol. 17) t. II, Paris 1964, 290-1.
- (25) 十一世紀前半のフランス社会に教皇権が浸透していたことが、の

- ちの叙任権闘争の性格を規定する一つのファクターになった。
cf. Ch. Pfister, *op. cit.*, 200.
- (26) 修道院の免属特権については、関口、前掲書、第三章をみよ。や
らに十一世紀前半のフランスの政治動向と免属特権との関連を
あつかった次の研究を参照。J.-F. Lemaignier, "L'exemption
monastique et les origines de la réforme grégorienne", dans:
*A Cluny. Congrès scientifique, Fêtes et cérémonies liturgiques
en l'honneur des saints abbés Odon et Odilon, 9-11
juillet, 1949. Travaux du Congrès, Arts, Histoire, Liturgie, pub-
liés par la Société des Amis de Cluny*, Dijon 1950, 288-340;
id., "Structures monastiques et structures politiques dans
la France de la fin du X^e et des débuts du XI^e siècle", dans:
*Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto
medioevo* IV Spoleto 1957, 357-400.
- (27) *LPF*, n^o 7.
- (28) *Ibid.*, n^o 8.
- (29) *Ibid.*, n^o 14. カルケドン公会議のカノン第四条については、関口、
前掲書、一一五頁をみよ。
- (30) *Ibid.*, xix.
- (31) *Ibid.*, n^o 65.
- (32) *Ibid.*, n^o 42.
- (33) *Ibid.*, n^o 56.
- (34) *Ibid.*, n^o 89.
- (35) *Ibid.*, n^o 5.
- (36) N. Bulst, J. France and P. Reynolds (ed. and trans.), *Rodulfus
Glaber Opera*, Oxford 1989, 60-65. 関口武彦「クリュニー改革
運動」『中世史講座 80・中世の宗教と学問』学生社、一九九三年、
一一八頁。や、同じく B. S. Bachrach, "Pope Sergius IV and the
Foundation of the Monastery at Beaulieu-lès-Loches", *Revue
bénédictine* 95(1985), 240-65. なおフルクは生涯に三度聖地を
巡礼した。1001-1002、1008-1009、1010-1011年。
また、682 cf. L. Halphen, *Le comté d'Anjou au XI^e siècle*, Paris
1906 (rep. Genève 1974), 213-18.
- (37) *Rodulfus Glaber Opera*, 62-5.
- (38) *LPF*, n^o 1.
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*, n^{os} 2, 4 (a^o 1007).
- (41) *Ibid.*, n^o 4 (pp. 12-5).
- (42) E. Amann, "Réordinations", dans: *Dictionnaire de Théologie
Catholique* XIII/2, Paris 1937, cols. 2412-3.

- (43) 《Simoniaca heresis》について J. Leclercq, “Simoniaca heresis”, *Studi Gregoriani* 1(1947), 523-30. かねてこの論文を採録したのが J. Gilchrist, “Simoniaca heresis” and the Problem of Orders from Leo IX to Gratian”, in: *Proceedings of the Second International Congress of Medieval Canon Law Held at Boston, August 1963* (Vatican City 1965) 209-35.
- (44) イーノンス・マッサーニの『シムニカヘレシス』について K. Reindel(Hg.), *Die Briefe des Petrus Damiani*(MGH Briefe der deutschen Kaiserzeit, IV), Teil I. München 1983, 384-509. 以下略。cf. J. Laudage(Hg.), *Der Investiturstreit: Quellen und Materialien*. Köln/Wien 1989, Nr. 5(S.24-7).
- (45) C. J. Hefele et H. Leclercq(éd.), *Histoire des conciles d'après les documents originaux*. Paris 1907-38 (rep. New York 1973), IV -2, 890.
- (46) André de Fleury, *Vie de Gauzlin, abbé de Fleury*: Texte édité, traduit et annoté par R. H. Bautier. Paris 1969, 54-7. cf. Ch. Pfister, *op. cit.*, 316-7.
- (47) 関口 前掲書「一二三頁」以下。
- (48) E. de Certain, “Arnoul, évêque d'Orléans”, *Bibliothèque de l'École des Chartes* 4(1853), 425-63, spécialement 460ff.;
- Ch. Pfister, *op. cit.*, 304ff. 国王文書の副署人に占める司教の数が激減するのはロベール二世治世末年である。この点について関口 前掲書「一二三頁」を参照。
- (49) G. A. Hückel, “Les poèmes satiriques d' Adalbéron”, *Bibliothèque de la Faculté des Lettres de l' Université de Paris* 13(1901), 98-105, 133; C. Carozzi(éd. et trad.), *Adalbéron de Laon, Poème au roi Robert*(Les Classiques de l' Histoire de France au Moyen Age, vol.32). Paris 1979, 4-5. 関口 前掲書「一二三頁」以下。
- (50) *Rodulfus Glaber Opera*, 156-7.
- (51) *Ibid.*, 280-3.
- (52) *Ibid.*, 172-7.
- (53) H. H. Kainnsky, “Zur Gründung von Fruttuaria durch den Abt Wilhelm von Dijon”, *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 77(1966), 238-67, vornehmlich 252ff.
- (54) *LPF*, n^{os} 63, 85.
- (55) *Ibid.*, n^o 63.
- (56) *Ibid.*, n^o 98.
- (57) *Ibid.*, n^o 64.
- (58) J. Staub(Hg.), *Jolsald von Saint-Claude, Vita des Abtes Odilo*

von *Cluny*(MGH,Scriptores rerum Germanicarum in usum
scholarum separatim editi,68).München 1999,166. cf. *PL*,
t.142,col.:906.

(59) *LPF*,n^o 132.

(60) *Ibid.*,n^o 49.

(61) *Ibid.*,n^o 50. 十一世紀二十年代初頭の書籍である。

(62) *Rodulfus Glaber Opera*,280-1.

(63) R.T.Coolidge, “Adalbero, Bishop of Laon”, *Studies in
Medieval and Renaissance History* 2(1965),78.

(64) 関口 前掲書 一二二—一二五^頁

(65) *LPF*,n^o 128.

(66) *Ibid.*,n^o 129.

(67) *Ibid.*,n^o 130.

Fulbert et Odilon

SEKIGUCHI Takehiko

Fulbert, évêque de Chartres, voulait savoir ce que on pensait de lui et comment on jugeait sa conduite. Il se regardait comme indigne de l'épiscopat, auquel il n'était parvenu que par son mérite, étant d'une naissance obscure et peu fortunée. Dans cette pénible inquiétude, il confia ses soucis à Odilon, abbé de Cluny, lui demandant ses conseils sur la conduite qu'il devait tenir comme évêque. Dans sa réponse, Odilon le considère comme un admirable docteur et pasteur auquel il ne manque pour être parfait que la profession religieuse. La lettre se termine par le conseil suivant: Une seule chose encore vous manque «*Adhuc unum tibi deest*» . Ce qu'elle est, vous le savez assurément.